

申請書類に対する質問回答

件名 荒川上流河川事務所の災害時等応急対策業務（測量・地
質調査・設計・観測・調査検討・用地測量調査等）

番号	質問事項	回答
1	<p>(様式-2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表彰の「職務上の立場」記載なしよろしいでしょうか。 ・表彰は代表1件でよろしいでしょうか。 ・表彰の写しやテクリス証明は必要でしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当事務所HPに様式の修正版をアップロードしていますので、そちらで申請書を作成してください。 ・ご認識のとおりです。 ・表彰の写しは必要としていません。企業の業務実績については、公告5.(6)のとおり、テクリスの写しを提出ください。
2	<p>(様式-2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業のH30年度からの完了実績及び業務成績は、公告のとおり国、県、政令市の全件でしょうか。 ・テクリスや特記など証明書類は不要と考えて宜しいでしょうか。(対象が国県政令市と広い為、実績が膨大となります) ・注3に記載の一枚以内という条件は厳守でしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公告4.(1)3)i)のとおりです。 ・業務実績は1社あたり1件の記載をお願いしており、その業務実績についてテクリスの写しの提出ください。 ・注3の一枚以内という条件は削除しています。
3	<p>(様式-3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テクリスの写しは必要でしょうか。 ・表彰の写しは必要でしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・テクリスの写しは必要ありません。 ・表彰を受けたことを確認できる書類を添付してください。
4	<p>(様式-3)(様式-4)</p> <p>配置予定管理(主任)技術者の経歴等、平成28年度から令和元年度末までに完了した業務において、最大5名まで記載できるとのことですが、最大5名まで記載した場合、1名が「主任」で、4名が「担当」という記載でしょうか。</p>	<p>「主任」「担当」という縛りはありません。</p>
5	<p>(様式-3)注2に「複数の協定区分への参加を希望する場合は、技術者を複数区分へ記載できるものとする」と記載がありますが、複数区分へ申請した場合、そのどちらかの契約を締結するのでしょうか。</p>	<p>複数区分へ申請いただいた場合、それぞれの区分内で協定の締結について審査を行い、複数の区分で協定を締結させていただくこともあります。</p>
6	<p>(様式-3)</p> <p>技術者の記載は最大5名までとされていますが、</p> <p>①5名記載の場合は、様式は1名ずつ分けた方がいいのでしょうか。</p>	<p>①: 2名以上記載の場合は、様式は1名ずつ分けてください。</p> <p>②: 各技術者が担当した業務であれば、問題ありません。</p> <p>③: 申請書を修正したので、当事務所HP</p>

	<p>②使用する実績は同一業務でもよろしいのでしょうか。</p> <p>③下部注意書きに記載のある内容が申請書内に見当たらないのですが、どの部分をさしておりますでしょうか。</p>	<p>からご確認ください。</p>
7	<p>(様式-4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術者の業務成績については、公告のとおり国、県、政令市の全件でしょうか。 ・テクリスや特記など証明書類は全件必要でしょうか。(各技術者手持ち制限×4年分で相当量となります) ・注2業務概要及び技術的特徴は全件記載するのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公告4.(1)3)iii)のとおりです。 ・技術者の業務成績については、テクリスの写し等は必要ありません。 ・申請書を修正したので、当事務所HPからご確認ください。
8	<p>添付書類については、テクリスに登録されている実績を記載した場合は、健康保険証・資格者証のみでしょうか。</p>	<p>各様式の注記に記載のある添付書類の他に、公告文5.(6)にあるとおり、企業の業務実績として記載した業務の TECRIS の写しを提出ください。</p>
9	<p>公告文3.7)の業務実績のうち、区分(2)について、空中垂直写真撮影のみを実施した業務は「空中写真測量に関する業務」に含まれるでしょうか。</p>	<p>含みます。</p>
10	<p>企業の業務経験について 実績証明において実績の種別が「国、都道府県、政令市が発注した河川事業関連業務」かつ「工事用測量」となっています。</p> <p>①流量観測業務の実績は適用でしょうか。</p> <p>②上記業務が適用でない場合、何をもって実績の証明とするのでしょうか。</p> <p>(例えば、委託名称に河川改修工事・・・と記載されている)</p> <p>(例えば、関東地方整備局の河川事務所発注業務なら実績として評価 等)</p> <p>さらに、評価の着眼点に関東地方整備局発注業務の業務実績がない場合は、実績として認めないという記載がありますが、流観業務が実績として認められない場合は、実績なしという評価になるのでしょうか。</p>	<p>①、②：TECRIS に登録されている業務実績において、「工事用測量」に該当する業務の記載があれば、適用となります。</p>

<p>1 1</p>	<p>企業の業務成績について 平成30年度以降の業務成績とありますが、上記の通り業務種別が明確でないため、対象業務の選定をどのようにすればよいか不明です。</p> <p>①関東地方整備局の実績の平均業務成績か ②自治体も含めた平均業務成績か その場合、国と自治体の実績を一緒にしているのか、その場合の成績点は単純に平均すればよいのか。</p> <p>③申請書の記載方法について 自治体との合算評価の場合、申請書（様式-2）に記載する平成30年度から令和元年度末までに完了した業務には対象を全て記載するのでしょうか。 様式下部の注意書きには、記載は区分毎1社あたり1件となっておりますが、この部分にも該当するのでしょうか。</p>	<p>①、②：公告4.（1）3）i）のとおりです。</p> <p>③：公告4.（1）3）i）のとおり、該当の業務を記載してください。 また、区分毎に1社あたり1件であるのは、企業の業務実績です。</p>
<p>1 2</p>	<p>荒川上流河川事務所の災害時等応急対策業務に関する協定締結後に、仮に他地整の災害時等応急対策業務に対応中に、同時期に荒川上流河川事務所管内でも発災がある場合もございます。その際、荒川上流河川事務所様より応急対策業務の要請をいただいた際、やむなく弊社技術者で対応不可の状況も想定されますが、その場合、協定締結していても応急対策業務をお断りすることは可能でしょうか。</p>	<p>発災時の被災箇所や協定締結会社の状況を鑑みて、応急対策業務を要請することになります。</p>
<p>1 3</p>	<p>配置予定管理技術者の業務成績、優良業務表彰の配点において、複数人数（最大5名）の場合、高得点になります。 配置予定管理技術者を複数人数配置する意図についてご教示いただきたくお願いいたします。 また、区分毎に最大5名となっておりますが、区分（4）、区分（5）でそれぞれ申し込みを行う場合、管理技術者として最大で</p>	<p>配置予定管理技術者を複数人数記載可能な理由は、技術者の人数を確保していることを企業の技術力として、評価するためです。 また、複数区分に申請いただく場合は、技術者の重複も可能としていますが、2つの区分に申請する場合は最大10名まで記載可能です。</p>

	10 名まで登録可能という意図でよろしい でしょうか。	
--	--------------------------------	--